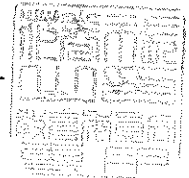


花巻市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルを実施
します。

令和3年9月27日

花巻市長 上 田 東 一



記

1 花巻市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの概要

参加申込期間 令和3年10月8日(金)から令和3年11月1日(月)

2 事業の目的

花巻市において、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づき、調理等業務を委託している7学校給食センターについて、令和3年度末をもって契約満了となることから、今後も安全安心な給食を将来にわたり安定的に提供するため、令和4年度から調理等業務を実施する委託者選定を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

3 契約件名及び契約期間

(1) 花巻市中央ブロック学校給食センター調理等業務委託

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(36か月)

(2) 花巻市西ブロック学校給食センター調理等業務委託

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(36か月)

(3) 花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(60か月)

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件として、令和3年9月1日現在において、次

に掲げる条件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有し、次に掲げる書類を指定する期限までに提出した者とする。

- (1) 令和3年9月1日から起算して、過去1年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく処分を受けた者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本件委託事業開始日までに、岩手県内に本社、支店、営業所等を有していること。
- (5) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等該当する場合又はこれらと密接な関係を有する者がいないこと。

5 応募手続

参加を希望する民間事業者は、花巻市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル実施要領等に基づき手続きを行うこと。

なお、1者につき複数件の応募を可とするが、契約は件名ごとに行うものとする。

6 その他

花巻市学校給食センター調理等業務委託の詳細については、花巻市公式ホームページに掲載する「花巻市学校給食センター調理等業務プロポーザル実施要領」等を確認すること。